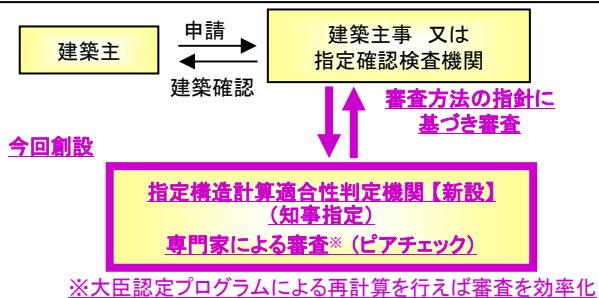


建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正 参考資料4-4

建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関に対する監督の強化及び建築基準法に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士及び建築士事務所に対する監督及び罰則の強化、建設業者及び宅地建物取引業者の瑕疵を担保すべき責任に関する情報開示の義務付け等の措置を講ずる。

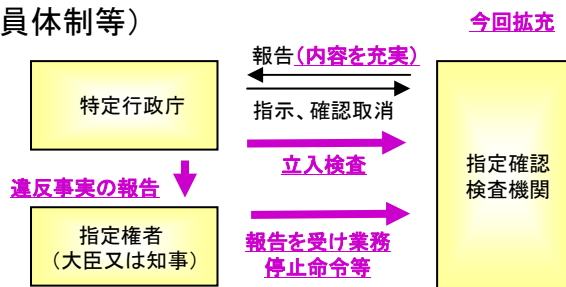
1. 建築確認・検査の厳格化

- ◆ 一定の高さ以上等の建築物※について指定機関による構造計算審査の義務付け
 - ※木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超
 - 鉄筋コンクリート造：高さ20m超等 等
- ◆ 3階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け



2. 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 指定要件の強化（損害賠償能力、公正中立要件、人員体制等）
- ◆ 特定行政庁による指導監督の強化
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に不正行為があった場合、特定行政庁からの報告に基づき、指定権者による業務停止命令等の実施



3. 建築士等の業務の適正化及び罰則の強化

- ◆ 建築士等に対する罰則の大幅な強化

違反内容	現行	改正案
耐震基準など重大な実体規定違反(建築基準法)	罰金50万円	懲役3年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明(建築士法)	なし	懲役1年/罰金100万円
不動産取引の際に重要事項の不実告知等(宅建業法)	懲役1年/罰金50万円	懲役2年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)

- ◆ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化

4. 建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示

- ◆ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表
- ◆ 指定確認検査機関の業務実績、財務状況、監督処分の状況等の情報開示の徹底

5. 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

- ◆ 宅建業者に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け等

6. 図書保存の義務付け等

- ◆ 特定行政庁に対して、図書の保存を義務付け